国土交通省

2023年10月版

設計者・工務店の皆様へ

2025年4月（予定）から 4号特例が変わります

省エネ基準の適合義務化に併せて
木造戸建住宅を建築する場合の建築確認手続きが見直されます

「4号特例」見直し3つのポイント

1
「建築確認・検査」「審査省略制度」の対象範囲が変わります

2
確認申請の際に構造・省エネ関連の図書の提出が必要になります

3
2025年4月に施行予定です

※「審査省略制度（いわゆる「４号特例」）」とは・・・
建築基準法第６条の４に基づき、建築確認の対象となる木造住宅等の小規模建築物（建築基準法第６条第１項第４号に該当する建築物）において、建築士が設計を行う場合には、構造関係規定等の審査が省略される制度です

詳細は裏面をご覧ください

木造建築物を建築する場合の建築確認手続きが見直されます

2022（令和4）年6月に公布された『脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律』（令和4年法律第69号）により、原則として、住宅を含む全ての建築物について、**省エネ基準への適合が義務付け**られます。
同法では、**建築確認・検査対象の見直し**や**審査省略制度（いわゆる「4号特例」）の縮小**が措置され、建築主・設計者の皆さまが行う建築確認の申請手続き等も変更されます

1 「建築確認・検査」「審査省略制度」の対象範囲が変わります

改正前

4号建築物　建築基準法第6条第1項第4号に該当する建築物

木造
2階建て

木造
平屋建て 等

・都市計画区域等内に建築する際には建築確認・検査が必要
・審査省略制度の対象

改正後

新2号建築物　改正法第6条第1項第2号に該当する建築物

木造
2階建て

木造平屋建て
（延べ面積
200㎡超）

・全ての地域で建築確認・検査（大規模な修繕・模様 替を含む）が必要
・審査省略制度の**対象外**

新3号建築物　改正法第6条第1項第3号に該当する建築物

木造平屋建て
（延べ面積200㎡以下）

・都市計画区域等内に建築する際に、建築確認・検査が必要
・審査省略制度の**対象**

2 確認申請の際に構造・省エネ関連の図書の提出が必要になります

改正前

4号建築物

確認申請書・図書
（一部図書省略）

改正後

新2号建築物

確認申請書・図書 ＋ 構造関係規定等の図書（新たに提出が必要） ＋ 省エネ関連の図書（新たに提出が必要）

新3号建築物

確認申請書・図書（現行と同様に一部図書省略を継続）

●今後、建築基準法施行規則において、申請に必要な図書の種類と明示すべき事項を規定する予定です。

3 2025（令和7）年4月に施行予定です

●「省エネ基準への適合義務化」及び「建築確認・検査や審査省略制度の対象範囲の見直し」に係る改正は、**2025（令和7）年4月に施行予定**です。

●今般の法改正に関係する法令（政令、省令、告示）に関する情報、マニュアル・ガイドライン、説明会・講習会の開催情報、説明資料・動画など、改正に関する最新情報については、国土交通省のホームページでご確認いただけます。

発行：国土交通省 住宅局 建築指導課・参事官（建築企画担当）付〈総則班〉　TEL:03-5253-8111